

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月1日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市城東区今福東一丁目4番12号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」  
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船三丁目2番10号

【電話番号】 東京03(5543)1701(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 森谷 仁昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社イトーキ東京本社  
(東京都中央区入船三丁目2番10号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第3四半期 連結累計期間	第67期 第3四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 9月30日	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
売上高 (百万円)	80,871	76,476	106,516
経常利益 (百万円)	3,833	2,553	4,599
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,854	1,482	4,530
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,074	639	4,997
純資産額 (百万円)	45,369	47,320	47,311
総資産額 (百万円)	98,090	95,501	98,175
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	57.13	30.95	91.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.6	48.0	46.5

回次	第66期 第3四半期 連結会計期間	第67期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 7月 1日 至 平成28年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (円)	4.53	7.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)を含めておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済環境は、経済財政政策を背景として、企業収益の改善や雇用水準の持ち直しなど、景気は緩やかな回復基調が続き、設備投資は一定水準を保ちながら、個人消費も底堅く推移しました。しかしながら、中国を中心としたアジア新興国の設備投資が減速する一方、欧州などでの情勢不安をはじめとした世界的な景気減速が懸念される中、先行き不透明な状況にありました。

このような経営環境のもと、当第3四半期連結累計期間の業績につきまして、当社は独創的な新製品開発とソリューション型営業を活かしたトータル受注による効率の高い営業活動を行い、首都圏を中心とした民間オフィス市場および自治体施設や地域金融機関などの販売も堅調に推移いたしました。しかしながら、大型の設備投資案件では、景気の先行き不透明感から、一時的に投資を見合わせる動きがみられました。

その結果、売上高は764億76百万円(前年同期比5.4%減)、営業利益は23億64百万円(前年同期比34.4%減)、経常利益は25億53百万円(前年同期比33.4%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は14億82百万円(前年同期比48.1%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [ オフィス関連事業 ]

この事業につきましては、首都圏を中心とした新築移転需要をはじめ、二次移転・三次移転や、民間企業のオフィスリニューアル需要に対し、当社独自のソリューション提案による専門性と総合力で受注に努めました。また自治体庁舎や官公庁の各種施設に加え、地域金融市場の営業活動へ積極的に取り組んだ結果、オフィス関連事業は堅調に推移しました。

業績につきましては、売上高426億29百万円(前年同期比0.8%減)、営業利益26億11百万円(前年同期比0.2%増)となりました。

#### [ 設備機器関連事業 ]

この事業につきましては、オフィス関連事業に次ぐコア事業へと成長をはかるため、新製品の開発と市場投入を行いました。また、オフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めました。

このような中、国内企業の業績は回復傾向を示しておりますが、減益リスクの増加傾向を示す世界経済の先行き不透明感の影響を強く受け、研究設備機器や店舗商業施設など、全体的に大型設備投資意欲が減退し前年を下回る結果となりました。

業績につきましては、売上高316億31百万円(前年同期比11.8%減)、営業損失1億40百万円(前年同期は10億81百万円の営業利益)となりました。

#### [ その他 ]

その他の事業では、ソフトウェア開発事業は堅調に推移いたしましたが、家庭用家具事業においては学習家具への個人消費が低迷し、買い控えがみられた結果、増収減益となりました。

業績につきましては、売上高22億15百万円(前年同期比7.9%増)、営業損失1億6百万円(前年同期は80百万円の営業損失)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて26億73百万円減少し、955億1百万円となりました。これは主に、現金及び預金が35億41百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が55億47百万円、投資有価証券が7億32百万円それぞれ減少したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて26億82百万円減少し、481億81百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が15億8百万円、電子記録債務が9億16百万円それぞれ減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて8百万円増加し、473億20百万円となりました。これは主に、利益剰余金が8億56百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が6億75百万円減少したことによるものです。また、自己資本比率は前連結会計年度末から1.5ポイント上昇し48.0%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次のとおりであります。

### ・基本方針の内容

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を下記のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ・基本方針の実現に資する取組みの概要

### 1．企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディーに反映させる「顧客第一主義」を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

### 2．企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記1．のとおりの中長期の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計6回の中長期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。

当社は、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える平成32年（2020年）を大きな節目として展望したうえで、平成28年（2016年）から平成30年（2018年）までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「お客様活き活きを創出する」、「社員活き活きを向上する」、「地球生き生きに貢献する」、「時代の先端を切り開く」を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

### 3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

## ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会及び平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会並びに平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、更新いたしております。

### 1．本プランへの更新の目的

本プランは、上記 . に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、本プランに更新いたしております。

## 2. 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1.「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## 3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様が不利益を与えない場合等、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1．基本方針の実現に資する取組み（上記 ）について

当社は、上記 に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は16億14百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,143,948	52,143,948	東京証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	52,143,948	52,143,948		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日		52,143,948		5,277		10,816

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,239,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,849,300	478,493	同上
単元未満株式	普通株式 54,748		同上
発行済株式総数	52,143,948		
総株主の議決権		478,493	

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)イトーキ	大阪市城東区今福東 一丁目4番12号	4,239,900		4,239,900	8.1
計		4,239,900		4,239,900	8.1

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第66期連結会計年度 新日本有限責任監査法人

第67期第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間 有限責任 あずさ監査法人

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	21,456	24,997
受取手形及び売掛金	25,611	20,063
電子記録債権	526	492
有価証券	77	-
商品及び製品	4,319	3,986
仕掛品	1,100	2,131
原材料及び貯蔵品	1,374	1,603
繰延税金資産	700	741
その他	1,596	1,625
貸倒引当金	422	379
流動資産合計	56,342	55,264
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,193	11,577
土地	10,118	10,116
その他（純額）	4,083	3,863
有形固定資産合計	26,395	25,557
無形固定資産		
のれん	240	216
その他	1,073	933
無形固定資産合計	1,313	1,149
投資その他の資産		
投資有価証券	6,672	5,939
長期貸付金	14	10
繰延税金資産	420	413
退職給付に係る資産	1,148	1,221
その他	6,629	6,697
貸倒引当金	761	752
投資その他の資産合計	14,123	13,529
固定資産合計	41,832	40,237
資産合計	98,175	95,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,367	10,858
電子記録債務	5,537	4,620
1年内償還予定の社債	178	174
短期借入金	8,496	9,454
1年内返済予定の長期借入金	1,861	1,718
未払法人税等	475	898
未払消費税等	979	375
設備関係支払手形	89	78
賞与引当金	1,179	1,497
役員賞与引当金	98	-
受注損失引当金	32	31
製品保証引当金	23	18
商品改修引当金	63	-
債務保証損失引当金	-	72
その他	4,724	3,972
流動負債合計	36,106	33,771
固定負債		
社債	462	353
長期借入金	3,910	3,711
繰延税金負債	450	401
退職給付に係る負債	5,373	5,525
役員退職慰労引当金	165	108
製品自主回収関連損失引当金	104	104
その他	4,288	4,203
固定負債合計	14,756	14,409
負債合計	50,863	48,181
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,277
資本剰余金	13,222	13,222
利益剰余金	29,223	30,080
自己株式	3,000	3,000
株主資本合計	44,723	45,579
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,516	840
為替換算調整勘定	137	32
退職給付に係る調整累計額	700	632
その他の包括利益累計額合計	953	240
非支配株主持分	1,634	1,499
純資産合計	47,311	47,320
負債純資産合計	98,175	95,501

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
売上高	80,871	76,476
売上原価	51,832	48,631
売上総利益	29,038	27,845
販売費及び一般管理費	25,432	25,480
営業利益	3,606	2,364
営業外収益		
受取利息	17	6
受取配当金	103	105
受取賃貸料	145	149
受取保険金	60	50
保険配当金	140	97
関係会社貸倒引当金戻入額	-	32
債務保証損失引当金戻入額	61	-
その他	164	204
営業外収益合計	694	646
営業外費用		
支払利息	158	144
減価償却費	39	37
関係会社貸倒引当金繰入額	72	-
債務保証損失引当金繰入額	-	72
その他	197	203
営業外費用合計	467	458
経常利益	3,833	2,553
特別利益		
固定資産売却益	35	0
投資有価証券売却益	31	81
商品改修引当金戻入額	-	13
受取保険金	66	-
負ののれん発生益	34	-
その他	-	0
特別利益合計	167	96
特別損失		
固定資産売却損	6	0
固定資産除却損	19	14
投資有価証券評価損	-	6
商品改修費用	103	-
商品改修引当金繰入額	195	-
子会社清算損	106	-
その他	34	2
特別損失合計	465	22
税金等調整前四半期純利益	3,535	2,626
法人税、住民税及び事業税	763	1,245
法人税等調整額	130	30
法人税等合計	633	1,276
四半期純利益	2,901	1,350
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	46	132
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,854	1,482

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	2,901	1,350
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	62	679
為替換算調整勘定	72	105
退職給付に係る調整額	36	73
その他の包括利益合計	172	711
四半期包括利益	3,074	639
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,024	769
非支配株主に係る四半期包括利益	50	130

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

株式会社メディカル経営研究センターは、第2四半期連結会計期間に清算したため連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

### 1. 「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

### 2. 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、当第3四半期連結累計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD	7百万円 (91,000 S G D)	6百万円 (91,000 S G D)
伊藤喜商貿(上海)有限公司	120百万円	47百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
受取手形割引高	511百万円	1,333百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
減価償却費	1,729百万円	1,849百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	655	13	平成26年12月31日	平成27年3月26日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月23日 定時株主総会	普通株式	622	13	平成27年12月31日	平成28年3月24日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	42,962	35,855	78,817	2,053	80,871	-	80,871
セグメント間の内部 売上高又は振替高	135	25	160	-	160	160	-
計	43,097	35,880	78,978	2,053	81,031	160	80,871
セグメント利益 又は損失( )	2,604	1,081	3,686	80	3,606	-	3,606

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業並びにソフトウェア開発事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	42,629	31,631	74,260	2,215	76,476	-	76,476
セグメント間の内部 売上高又は振替高	138	25	164	-	164	164	-
計	42,768	31,656	74,425	2,215	76,640	164	76,476
セグメント利益 又は損失( )	2,611	140	2,470	106	2,364	-	2,364

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業並びにソフトウェア開発事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	57円13銭	30円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,854	1,482
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,854	1,482
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,968	47,904

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 子会社株式の追加取得

当社は平成28年8月3日開催の取締役会において、株式会社ダルトンの普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議し、平成28年10月5日を以って公開買付けが終了いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ダルトン(当社の連結子会社)

事業の内容 科学研究施設・粉体機械等の製造販売

企業結合日

平成28年10月12日

企業結合の法的形式

公開買付けにより子会社株式を追加取得する形式

結合後企業の名称

変更ありません。

その他取引の概要に関する事項

当社は、平成28年8月4日から10月5日までを期間として公開買付けを実施し、10月12日に応募株券等の総数4,637,098株を買い付けました。この結果、当社は株式会社ダルトン普通株式を11,987,098株保有し、当社の株式会社ダルトンの議決権の所有割合は85.6%となりました。当該追加取得は、両社の経営資源をこれまで以上に相互に活用し事業強化を図っていくことによりグループ全体の企業価値の向上を図るために、完全子会社化を目的として実施したものであります。なお、当社は今後、平成29年1月中を目途に会社法に基づく一連の手続きにより、発行済株式の全てを取得する予定であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 1,112百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

追加取得した子会社持分の取得原価と非支配株主持分の減少額との差額により資本剰余金の変動する予定であります。当該金額につきましては現時点で評価中であります。

## 2．自己株式の取得

当社は平成28年8月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に関する事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しております。

### (1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

2,400,000株（上限）

取得価額の総額

1,700百万円（上限）

取得する期間

平成28年9月16日～平成28年12月22日

取得の方法

東京証券取引所における市場買付

### (2) 四半期報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

取得した株式の種類

当社普通株式

取得した株式の総数

757,000株

株式の取得価額の総額

521百万円

取得期間

平成28年9月16日～平成28年10月31日

取得の方法

東京証券取引所における市場買付

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月1日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 秀樹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 大夏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### その他の事項

会社の平成27年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年10月30日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成28年3月23日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。